

海津市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

海津市長 横 川 真 澄

- 1 期 日 令和3年12月6日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 古川理沙君 | 2番 | 片野治樹君 |
| 3番 | 北村富男君 | 4番 | 小粥努君 |
| 5番 | 里雄淳意君 | 6番 | 橋本武夫君 |
| 7番 | 二ノ宮一貴君 | 8番 | 伊藤久恵君 |
| 9番 | 浅井まゆみ君 | 10番 | 松岡唯史君 |
| 11番 | 藤田敏彦君 | 12番 | 川瀬厚美君 |
| 13番 | 服部寿君 | 14番 | 水谷武博君 |
| 15番 | 伊藤誠君 | | |

不応招議員（なし）

令和3年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第1号)

令和3年12月6日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第58号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第59号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第60号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第61号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第63号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第14 認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第10号 令和2年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第11号 令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第12号 令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第22 認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第23 派遣第3号 議員派遣について
- 日程第24 発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について

◎出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 古川理沙君 | 2番 | 片野治樹君 |
| 3番 | 北村富男君 | 4番 | 小粥努君 |
| 5番 | 里雄淳意君 | 6番 | 橋本武夫君 |
| 7番 | 二ノ宮一貴君 | 8番 | 伊藤久恵君 |
| 9番 | 浅井まゆみ君 | 10番 | 松岡唯史君 |
| 11番 | 藤田敏彦君 | 12番 | 川瀬厚美君 |
| 13番 | 服部寿君 | 14番 | 水谷武博君 |
| 15番 | 伊藤誠君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 市長 | 横川真澄君 | 副市長 | 大江雅彦君 |
| 教育長 | 服部公彦君 | 総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長 | 寺村典久君 |
| 総務部参事 未来創生マネージャー | 柴澤亮君 | 総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官 | 子安弘樹君 |
| 市民環境部長 | 大橋隆幸君 | 産業経済部長併 農業委員会 事務局局長 | 佐野正美君 |
| 建設水道部長 | 石原敏彦君 | 教育委員会 事務局局長 | 伊藤一人君 |
| 会計管理者兼 会計課長事務取扱 | 白木法久君 | 消防長 | 木村謙二君 |
| 産業経済部次長兼 商工観光課長 | 山本明美君 | 建設水道部次長兼 上下水道課長 | 中村勝豊君 |
| 総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長 | 伊藤聡君 | 総務部 企画財政課長兼 コロナ対策支援室長 | 近藤康成君 |

代表監査委員 稲垣弘久君

◎本会議に職務のため出席した者

| | | | | |
|------------------|------|---|----------------------------------|------|
| 議会事務局長 | 長谷川 | 誠 | 議会事務局 議会総務課 議会総務係 議会調査係 | 森島敬子 |
| 議会事務局 議会総務課主事 | 石原進吾 | | | |

◎開会宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、令和3年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において7番 二ノ宮一貴君、8番 伊藤久恵君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月21日までの16日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間とすることに決定しました。

◎議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）から認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第3、議案第57号から日程第22、認定第13号までの20議案を一括議題とします。

市長より、提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 皆様、おはようございます。

本日、令和3年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、補正予算案件3件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第57号の令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出で

それぞれ 2 億466万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ154億7,127万3,000円とするものでございます。

歳出につきましては、総務費では、財産管理事業で、市有地の売払いに係る媒介手数料28万5,000円、ふるさと応援寄附金推進事業で、返礼品等の費用3,385万7,000円、集会所整備事業で、金廻多目的集会所整備負担金72万5,000円、防犯対策事業で、防犯灯具のLED取替費69万3,000円を追加しました。

次に、民生費では、国民年金事務事業で、年金手帳廃止に伴うシステム改修費16万5,000円、老人福祉関係運営事務事業で、介護保険施設民営化検討委員会の設置費及び経営状況調査費452万8,000円、障害者（児）支援給付事業で、障がい福祉に係るサービス利用者及び利用日数の増加に伴う給付費2,962万7,000円、福祉医療費助成事業で、乳幼児等医療費助成に係るシステム改修費等65万3,000円、重度心身障害者医療費助成420万円、海津苑施設運営管理事業で、修繕費382万2,000円、児童手当支給事業で、特例給付の対象者に係る所得上限の設定や現況届の原則廃止に伴うシステム改修費等177万7,000円、生活保護扶助事業で、受給者の増による扶助費680万2,000円を追加しました。

次に、衛生費では、がん検診等事業で、マイナポータル等を活用した検診情報の標準化に伴うシステム改修費530万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、来年1月からの追加接種に伴う事業費2,400万円を追加し、予防接種医療機関委託料を同額減額しました。

また、妊婦・乳幼児健診事業で妊婦健診、産婦健診及び新生児聴覚検査に係る助成金153万8,000円、妊婦健康診査委託費78万3,000円、斎苑管理事業で非常通報装置修繕費49万5,000円、ごみ収集事業で、ごみ収集車修繕費55万1,000円、リサイクル対策事業で、エコドームの天井雨漏り修繕工事費130万円、し尿・浄化槽対策事業で、下水道事業計画の見直しに伴う合併処理浄化槽の設置に対する補助金2,720万円を追加しました。

次に、農林水産業費で、園芸特産品等支援事業で、農業経営の安定化に資する収入保険加入支援補助金24万円を追加し、土木費では、道路ストック老朽化対策事業で、橋梁補修工事費300万円を追加し、橋梁補修設計委託料を同額減額いたしました。

次に、消防費では、常備消防管理事業で、新規採用職員用被服購入費239万円を追加しました。

次に、教育費では、小学校管理事業で、市内小学校の施設修繕工事費166万5,000円、城山小学校の校舎及び体育館の雨どい清掃委託費23万1,000円、修学旅行のキャンセルに係る補助金15万4,000円、小学校統合整備事業で、統合整備に係る工事設計監理委託費2,761万円、スクールバス乗降場の用地取得に係る調査用地の不動産鑑定評価委託費20万円を追加しました。

小学校教育振興事業で、寄附金で購入した優勝旗に係る備品購入費について残額11万円を

減額し、教育施設整備基金積立金を同額追加いたしました。

中学校管理事業では、城南中学校の施設修繕工事費119万4,000円、海津公民館管理事業で、光熱水費12万9,000円、生涯学習センター管理事業で、やすらぎ会館と生涯学習センターの電気供給の分離に係る工事費188万1,000円、歴史民俗資料館管理事業で、W i - F i 環境整備工事費468万6,000円、学校給食センター運営管理事業で修繕費356万6,000円を追加しました。

諸支出金では、特定財源により公共施設整備基金664万円、ふるさと応援基金2,964万3,000円、教育施設整備基金24万1,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、今回の補正の一般財源として繰越金7,009万8,000円を追加し、国庫支出金で、民生費・衛生費負担金等2,446万3,000円、県支出金で963万1,000円を追加いたしました。

財産収入では、土地売却収入664万円を、寄附金では、ふるさと応援寄附金6,350万円及び社会教育費指定寄附金413万1,000円を、市債では、小学校統合整備事業債2,620万円を追加いたしました。

債務負担行為の補正では、期間を令和3年度と令和4年度として、通園バス運行業務委託料803万円、ごみ収集事業905万2,000円、かいづっち養老鉄道応援パスポート負担金825万2,000円、児童生徒送迎バス運行業務委託料1,838万4,000円、期間を令和3年度から令和8年度として、市民プール指定管理者管理料1億5,000万円、期間を令和4年度として、新型コロナウイルスワクチン接種事業費6,053万2,000円、小学校統合整備事業2,761万円をそれぞれ限度額として追加いたしました。

また、地方債の補正では、小学校統合整備事業債の限度額2,620万円を追加いたしました。

議案第58号の令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出で、総係費に係る営業費用230万円を追加するとともに、営業外費用を同額減額するものであります。

議案第59号の令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、資本的支出で、非常口誘導灯取替工事費50万6,000円、オイルタンク自動制御機器等取替工事費55万円を追加し、補正後の予算額を838万6,000円とするものであります。

続きまして、条例案件6件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第60号の海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例につきましては、デイサービス事業の対象者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第1項第6号に規定する生活介護に係る者を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第61号の海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法

施行令の一部改正により、出産育児一時金の金額が引き上げられたことから所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第62号の海津市生涯学習センター条例を廃止する条例につきましては、新たなこども園の開園に向け、海津市生涯学習センターを廃止するとともに、平田図書館を廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第63号の海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきましては、使用料の納付方法と使用時間の単位を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第64号の海津市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、使用可能施設と使用時間の単位を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第65号の押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、押印を廃止することにより市民の利便性の向上及び行政手続の簡素化・効率化を図るため、海津市固定資産評価審査委員会条例をはじめ関係条例の一部を改正するものであります。

続きまして、その他案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第66号の指定管理者の指定につきましては、海津市はばたきについて、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号の指定管理者の指定につきましては、海津市市民プールについて、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、株式会社愛知スイミングを指定管理者として指定するもので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、決算認定案件9件について、御説明申し上げます。

認定第5号の令和2年度海津市一般会計決算、認定第6号の令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算、認定第7号の令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、認定第8号の令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、認定第9号の令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算、認定第10号の令和2年度海津市介護保険特別会計決算、認定第11号の令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、認定第12号の令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、認定第13号の令和2年度海津市羽沢財産区会計決算につきましては、地方自治法の規定により、別冊4の監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 市長より、提案理由の説明が終わりました。

これから順次質疑を行います。

初めに、議案第57号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第58号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第59号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第60号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例についての質疑を許可します。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 議案第62号 海津市生涯学習センター条例を廃止する条例についてですが、本議案により、令和4年3月31日をもって海津市生涯学習センター内の海津市平田図書館を廃止するものと理解をしております。

一方で、やすらぎ会館をリニューアルしてこども図書館をやすらぎ館内に設置する予定であるものの、運営開始は令和6年度中であると聞いております。本来でありましたら、市内の読書・学習等の場を維持・担保するために、海津市平田図書館の廃止と同時にこども図書館を設置すべきではないのでしょうか。なぜ平田図書館の廃止からこども図書館の設置までに2年ものタイムラグが生じるのでしょうか。

また、こども図書館の設置を担保するために、海津市図書館条例におきまして海津市平田図書館の名称、位置を削除するのではなく、位置をやすらぎ会館所在地とすることはできないのでしょうか。市長に御答弁を求めます。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） さきに提案説明でも申し上げましたとおり、議案第62号につきましては、議員仰せのとおり本年度末をもって海津市生涯学習センターとともに、同センター内の平田図書館を廃止するものでございます。

市といたしましては、令和元年度に実施した民間利活用可能性調査の結果に基づき、旧平田庁舎跡地周辺の公共施設を子育て支援の拠点として活用する方針であります。令和3年3月に策定しました財政再生プログラム及び本年4月に策定をいたしました海津市公立認定こども園民営化・統廃合計画においてお示ししましたとおり、生涯学習センターと平田図書館の用途を変更し、民間事業者による認定こども園として再整備する計画でございます。

また、隣接するやすらぎ会館については、同じく現在の施設をリニューアルし、子どもと子育て世代のための施設としたいと考えております。リニューアルに当たっては、平田図書館の閉館による子どもへの影響を最小限にとどめるため、平田図書館の蔵書のうち児童書や子育てに関する図書について全てをリニューアル後の施設に移設し、子どもや子育て世代に特化した子ども館を併設する予定でございます。

議員仰せのとおり、平田図書館の閉館と同時に、このこども図書館を開設することが最良であることは承知をしております。しかしながら、新たな民間こども園の開園予定が令和5年4月となっていることから、平田図書館の閉館時間を遅らせることは困難でございます。

また、子育て世代の皆様が安心して過ごせる子育て支援の拠点施設へとやすらぎ会館をリニューアルするため、子育て世代をはじめとする市民の皆様の御意見、御要望を伺い、施設の設置運営に反映したいと考えていることから、一定の準備期間が必要でございます。このため、令和6年度中のリニューアルオープンを目指したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

なお、平田図書館の閉館による市民の皆様への影響を軽減するため、平田図書館を利用する方への代替措置並びにコロナ禍の新しい生活様式を見据えた対策といたしまして、デジタル図書館を来年1月中旬に開設いたします。さらには、平田図書館の蔵書のうち、児童書

の一部については、新たなこども図書館が開館するまでの間、読み聞かせ等の活動を行っている民間ボランティア団体で活用していただくこととしております。加えて、一般図書は可能な限り海津図書館に移設するとともに、市内公共施設に設置してある図書コーナーに分散して配置し、図書館の閉館による影響の軽減に努めてまいります。

御説明いたしましたとおり、児童書や子育てに関連する図書に特化したこども図書館をやすらぎ会館のリニューアルに併せて併設する予定でございます。

議員仰せの平田図書館の所在地をやすらぎ会館に変更することにつきましては、現在のやすらぎ会館に図書機能がございませんので、今回提案いたしましたとおり、今年度末をもって平田図書館を廃止し、新たにこども図書館を開設する際に、改めて海津市図書館条例に追加する条例の改正を提案してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 詳細な御答弁、ありがとうございます。

1点だけ確認したいんですけども、最後の名称、位置の部分なんですけれども、この位置をやすらぎ会館所在地とすることはできないのか、それともやらないのかという、その辺りを御答弁お願いできますか。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 公の施設として、すぐにこのやすらぎ会館をこども図書館として使用を開始するということはできませんので、今現在、この現時点で海津市図書館条例に追加するという事はできないということでございます。

○議長（伊藤 誠君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第63号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第64号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第65号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第66号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第67号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第57号から議案第67号の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第67号の11議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、ここで認定第5号から認定第13号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 稲垣弘久君。

[代表監査委員 稲垣弘久君 登壇]

○代表監査委員（稲垣弘久君） それでは、監査委員の審査結果の報告をいたします。

令和2年度海津市一般会計、6つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る6月30日から8月27日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和2年度海津市一般会計決算、令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算、令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算、令和2年度海津市介護保険特別会計決算、令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、令和2年度海津市羽沢財産区会計決算及び令和2年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊4でお手元に配付いたしておりますので、御覧いただきたいと思

います。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（伊藤 誠君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第5号 令和2年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第6号 令和2年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第7号 令和2年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第8号 令和2年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第9号 令和2年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第10号 令和2年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第11号 令和2年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第12号 令和2年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について

の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第13号 令和2年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第13号までについて、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第13号までの9議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長が発表いたします。

議会事務局長 長谷川誠君。

○議会事務局長（長谷川 誠君） それでは、13名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、6番 橋本武夫議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました13名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、12月20日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前9時33分)

○議長（伊藤 誠君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に続き会議を開きます。

(午前9時33分)

○議長（伊藤 誠君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長が発表いたします。

議会事務局長 長谷川誠君。

○議会事務局長（長谷川 誠君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に13番 服部寿議員、副委員長に3番 北村富男議員、以上でございます。

◎派遣第3号 議員派遣について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第23、派遣第3号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長が朗読いたします。

議会事務局長 長谷川誠君。

○議会事務局長（長谷川 誠君） それでは、派遣第3号でございますが、議員派遣について。

海津市議会会議規則第165条第1項の規定により、次の議員派遣について議会の議決を求めるものでございます。

裏面に議員派遣一覧表がございます。

目的、第287回岐阜県市議会議長会議、議員の資質向上のため。場所、本巣市根尾門脇422番地、うすずみ温泉四季彩館。期間、令和4年2月4日。議員、議長 伊藤誠、副議長 里雄淳意、以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第3号の議員派遣についてお諮りします。本案について議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、派遣第3号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について

○議長（伊藤 誠君） 続きます、日程第24、発議第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

9番 浅井まゆみ君。

〔9番 浅井まゆみ君 登壇〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、発議第6号について説明させていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、提出者、海津市議会議員 浅井まゆみ、賛成者、海津市議会議員 橋本武夫、賛成者、海津市議会議員 古川理沙。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

理由といたしまして、日本の夫婦同姓は国連女子差別撤廃委員会から差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性や一人っ子同士での結婚において大きな障害となっています。

選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査では国民の約6割が賛成もしくは容認しているものの、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。平成27年12月の最高裁判決の趣旨に鑑み、国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望するものであります。

意見書案といたしまして、平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなっていません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えた人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国家で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月21日、岐阜県海津市議会。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣であります。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑を行いました発議第6号は、所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は、所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎請願第1号について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第25、請願第1号についてを議題とします。

令和3年11月26日に受理しました請願第1号は、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設委員会に審査を付託しますので、よろしくをお願いいたします。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会をいたします。

次回は、明日12月7日午前9時に再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。御苦労さまでございました。

(午前9時42分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年3月31日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴

署 名 議 員 伊 藤 久 恵